

やまなしスイーツスキルアップ講習会開催業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年7月22日

1 業務の目的

県では、観光消費額の増加に向けて、食においては、中長期的には、高単価の飲食店の増加を目指す一方、短期的には、県産酒や県産果実を活用したスイーツによる「もう一品」の稼ぎ出しに繋がる取組をすることとしている。

当事業は、県産果実を活用したスイーツによる観光消費額の増加を目指し、当該スイーツの提供品数や提供場所の拡大を目的に、県内のパティシエ等や宿泊施設の料理人等のスキルアップとともに県産果実の利用促進を図るものである。

2 業務の内容

(1) 名称

やまなしスイーツスキルアップ講習会開催業務委託

(2) 委託内容

別紙「やまなしスイーツスキルアップ講習会開催業務委託」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金2,128,027円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

- ・ 募集開始 令和6年7月22日（月）
- ・ 参加申込書提出期限 令和6年7月30日（火）午後5時
- ・ 質問票提出期限 令和6年7月30日（火）午後5時

- ・ 企画提案書提出期限 令和6年8月19日（月）正午
- ・ 書面審査 令和6年8月21日（水）
- ・ 審査結果通知 令和6年8月26日（月）にメール及び書面で通知

4 各種書類提出先及び問い合わせ先

観光振興課 観光プロモーション担当 三枝・中嶋

- ・ 所在地：〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館2階
- ・ 電話：055-223-1557（直通）、055-237-1111（代表） 内線 4203
- ・ メールアドレス：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

5 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 提案参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- ⑤ 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑥ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑦ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加申込書及び添付書類

- ① 企画提案参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 役員名簿（様式3）
- ④ 会社概要等整理票（様式4）
- ⑤ 添付書類
 - ア 発行後1年以内の商業登記簿謄本若しくは発行後1年以内の本籍地発行の身分証明書
 - イ 直近1年の財務諸表
（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）

※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

(3) 参加申込書の提出期限

令和6年7月30日（火）午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）によるものとし、上記期限までに提出場所に必着のこと。

(5) 「参加申込書」の提出場所

4と同様

(6) 結果の通知

参加申込書類をもとに本要項の要件を満たしているか審査し、その結果を郵送します。（令和6年8月7日（水）頃、郵送予定。）

6 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

質問がある場合は、質問票（様式5）を次により提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

- ・ 提出方法 電子メール
- ・ 提出先 4と同じ
- ・ 提出期間 令和6年7月22日（月）～ 7月30日（火）午後5時
- ・ 回 答 令和5年8月 5日（月）までに山梨県のホームページ（観光振興課のページ）に掲載
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/index.html>
- ・ その他 送信後、電子メール到着確認を電話で行ってください。

(2) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

① 企画提案書

- ・ 企画提案書（様式特になし）に、次のような書類を作成し添付すること。
- ・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版 折込可）、ページ数制限なし
- ・ 日本語表記で12ポイント以上
- ・ 委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。
- ・ その他、仕様書を参照のこと。

② 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書 正本1部、副本7部
- ・見積書 正本1部、副本7部

※持参または郵便（書留郵便に限る。）により、期限までに提出先に必着のこと。

④ 提出期限

- ・令和6年8月19日（月）正午

⑤ 提出先

- 4と同様

(3) その他留意事項

- ① 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めません。ただし、山梨県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- ② 提出書類の内容について、今回の委託事業者選定以外に利用することはありません。
- ③ 提出書類は、一切返却しません。
- ④ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- ⑤ 本要項の配布から選定結果の通知までの間、選定委員及び事務局に対する営業活動等は禁止とします。
- ⑥ 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。

(4) 企画提案の書面審査

実施日時：令和6年8月21日（水）

7 審査及び結果の通知

審査は山梨県が設置した選定委員会において、下記（1）の選考基準に基づく審査を行います。

(1) 選考基準

受託予定者の選定にあたり、審査項目及び審査内容等は、「別紙」のとおりとします。

(2) 決定方法

- ・最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とします。
- ・応募者が1者の場合でも選考を実施します。
- ・審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合があります。
- ・最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や「5(1)提案参加資格」に記載されている参加資格の条件を満たさない事態が発生したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とします。

(3) 審査結果の通知

選考結果は順位にかかわらず、令和6年8月26日（月）にメール及び郵送により書面で通知します。また、選考結果の内容についての問合せには応じません。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とします。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

(5) 受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和6年8月30日（金）以降に山梨県のホームページで公開を予定しています。また、受託予定者の企画提案の概要について、公表する場合があります。

8 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議します。

(2) 契約保証金

上記（1）で協議が整った者は、定められた期限までに、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第109条の規定に基づき契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合には、契約保証金を免除します。また、規則第120条の規定に該当する場合には、違約金を支払わなければなりません。

(3) その他 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合があります。

9 その他

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 「参加申込書」の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、取下願（様式6）によるものとし、令和6年8月20日（火）までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。

(3) 受託予定者が、次に掲げる事項に該当した場合には、受託予定者の決定を取り消すことがあります。

① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

② 受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、受託予定者の資金事情の変化等に

より業務の履行が困難であると山梨県が判断したとき。

③ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託予定者としてふさわしくないと山梨県が判断したとき。

④ 受託予定者が参加者の資格を喪失したとき。

(4) 山梨県は、受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。山梨県は、必要に応じて受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。

(5) 応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。

(6) 山梨県は、業務委託の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(7) 選考経過についての問い合わせは受け付けません。

(8) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。